

## 社会的養育専門委員会における主な御意見（第21回）【未定稿】

## ＜都道府県計画の見直しに関する基本的な考え方とスケジュールについて＞

項目	主な御意見
○基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅支援の強化、自立支援についても項目を出した方がよい。</li> <li>・ 各都道府県のリソースを把握して、都道府県版の社会的養育ビジョンを作るようにすべき。</li> <li>・ 社会的養護の数量の将来予測について、市町村内のニーズや、社会的養護施設からの聞き取りをするなど、児童人口等からの単純推計ではない多様な手法を検討すべき。</li> <li>・ 社会的養育が何を指すのかを基本的考え方に入れるべき。</li> <li>・ 現在、社会的養護の対象の子どもや保護者の意見を踏まえることが抜けないようにすべき。</li> <li>・ 養子縁組と里親のそれぞれの役割を踏まえた記述にした方がよい。</li> <li>・ 市町村でのサービスの充実、都道府県での2号措置を中心とした支援など、市町村と都道府県の役割分担を考える必要がある。</li> <li>・ 当事者である子どもの意見を聴かないという裁量を都道府県に認めないようにすべき。</li> <li>・ 里親について数値目標だけでなく、質に関する記載が必要ではないか。</li> <li>・ 予算措置ができた部分だけでなく、全体をパッケージとして進めるべき。</li> </ul>
○スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直し要領の発出に当たっては、フォスタリング機関事業と乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換についてのプロジェクトチームの議論を反映させ、国の財政支援についても示した上で、各都道府県が計画を作成できるスケジュールとすることが適当。</li> <li>・ 各施設との調整に相当な時間が必要。見直しに十分に各都道府県が時間をかけることができるように、平成30年度見直しが絶対ではなく、各都道府県の実情を反映して柔軟に対応できるようにして欲しい。</li> <li>・ 施設の考えや市町村の計画を反映させる必要があり、計画作成にもう少し時間をかけるべき。</li> </ul>

<都道府県計画の見直しに関する論点について>

項目	主な御意見
○里親等委託率の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値目標がないと真剣にやらない。国が各都道府県の目標について、計算式を示してはどうか。</li> <li>・ 施設入所にならないよう支援する市町村の取組にもっとお金をかけてもいいのではないか。</li> <li>・ 何が大事かを示されずに数値目標を目指すのは危険。</li> <li>・ 里親委託を進めるには面会交流ができる仕組みが必要。</li> <li>・ 里親支援体制に関する計画を作ることが必要。</li> <li>・ フォスタリング機関や養子縁組あっせん機関の育成計画が必要。</li> <li>・ 里親の質の確保を考えると 50%、75%という数値目標を実現するのは困難。</li> <li>・ 高い数値を掲げれば現場のモチベーションが上がるわけではない。数値目標だけが推進計画に盛り込まれることのないようにすべき。</li> <li>・ 里親委託を進めるにあたり、実親との面会調整についてバックアップ体制が必要。</li> <li>・ 施設でも子どもはちゃんと育てており、子どもの養育においてはいろんな方法があってもいいのではないか。</li> <li>・ 里親委託率 75%、50%を都道府県の都道府県計画に盛り込んでもらいたい。</li> <li>・ フォスタリング機関については里親会と連携した取組をして欲しい。</li> <li>・ 安全な里親委託について、施設として何ができるか検討して欲しい。</li> <li>・ 里親委託について 3分の1 を達成しつつ、目標に近づけていくことが必要。</li> <li>・ 施設に里親支援専門相談員を必置にして、里親と連携をとりながら進めて行くべき。</li> <li>・ 児童家庭支援センターを施設に標準装備にして里親委託を進めて行くべき。</li> <li>・ 何らかの目標は必要。家庭養育優先の原則が 30%でいいとは考えられない。</li> <li>・ 全ての都道府県で一律に 75%、50%を目標とするのは難しい。各都道府県の実情により一定の裁量を持たせてもらいたい。</li> <li>・ 児童相談所ごとに1か所フォスタリング機関がないと里親委託は進まない。</li> <li>・ 民間のフォスタリング機関ができて児童相談所に専任職員を置けるようにする必要がある。</li> <li>・ フォスタリング機関は、都道府県や児童相談所ごとではなく、人口 40 万人に1か所は必要。</li> <li>・ 児童相談所には、支援が必要な子どもの数に応じた里親専任のワーカーの配置・養成が必要。</li> </ul>

<p>○養子縁組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親候補者を増やすだけでなく、都道府県レベルで養親候補者を一元的に把握できるようにする必要がある。</li> <li>・ 養子縁組ありきでない妊娠相談の充実が必要。</li> <li>・ 特別養子縁組の数値目標を都道府県計画に盛り込むべきではない。</li> <li>・ 最善の利益の帰着として特別養子縁組がある。数値目標が最初にあるわけではない。</li> <li>・ 児童福祉司の養子縁組に対する意識は高くない。熱心ではない都道府県が取り組む意識を作る必要がある。</li> </ul>
<p>○施設の養育の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアニーズの高い子ども達だけが施設に集めると生活が成立しなくなるのではないか。</li> <li>・ 職員の孤立化、子どもへの悪影響を考えると、一定の空間で相互に支える体制とすることが必要。</li> <li>・ ケアニーズが高い子どもについて、里親委託をする際に、障害児施策との連携を考えるべき。</li> <li>・ 家庭での養育を負担に感じる子どももいる。そういう子どもの状況や気持ちに対して柔軟性のある措置が必要。行き場のない子を生まみ出さないようにする必要がある。</li> <li>・ 施設の多機能化により、里親支援について施設が担っていくことを期待する。</li> <li>・ ソーシャルワークをきちんと行い、その子どものニーズと状況に応じたプランが作られるという手続きが保障されることによって在所期間が短縮されていくことになる。</li> <li>・ 施設は、生活がベースであることが崩れないようにすることが必要。</li> <li>・ 子どもの希望によって色んな選択肢があることが必要。</li> <li>・ 原則新規入所措置停止ということは里親養育体制が整ってから議論すべき。</li> <li>・ 在所期間について数値目標に掲げるべきではない。丁寧な取組が必要。在所期間を一律に決めることは反対。</li> <li>・ 数値目標を掲げない場合は、18歳までずっと施設にいることを防ぐアイデアを出すべき。</li> <li>・ 在所期間について、子どもの育ちを数値を掲げることで分断してはいけない。柔軟に選択肢を持ちながら、関係性の中で自立支援も実施されるべき。</li> <li>・ 原則新規措置入所停止や在所期間については計画に載せることはふさわしくない。もし目標とした場合でも、それを各年度に割り振ることは厳しい。</li> </ul>

<p>○自立支援（既存事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護自立支援事業について、支援コーディネーターについては児相単位では少ない。</li> <li>・ 各施設に自立支援担当職員を配置して、社会的養護自立支援事業と連携して実施することが必要。</li> <li>・ 子ども達の自立に関しては、施設を措置解除した後の10年後を見据えた自立支援計画を立てることが必要。</li> <li>・ 都道府県に自立支援担当ワーカーがいて、代替養育を離れるときは、子ども、養育者（施設のワーカー）、自治体の担当者が計画を立てて自立を進める枠組みを作ることが重要。</li> <li>・ 計画と実施について自治体も責任をもって関与することが必要。</li> <li>・ 代替養育からの自立だけでなく、在宅からの自立支援もいれてもらいたい。</li> <li>・ 自立支援の際には伴走者が必要。伴走者は施設職員に限らず、いろんなチャンネルが必要。</li> <li>・ アフターケア事業は各都道府県に1か所は必要。</li> <li>・ 自立支援のための情報を見ることができるよう、サイトやアプリを作って欲しい。</li> </ul>
<p>○代替養育を必要とする子どもの見込み方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養育を必要とする子どもの見込み方について、特定妊婦を含めた子どもの数の見込みが必要。</li> <li>・ ショートステイについて、代替的という見込み方ではないのではないか。</li> <li>・ 母子保健から全ての子どもを把握し、その後要対協の対象となる子どもがどのくらいいるかで算出する方法もある。</li> <li>・ 代替養育の中で、家族再統合が可能な人について把握した上で数を見込むことが必要ではないか。</li> </ul>
<p>○市区町村の子ども家庭支援体制の構築等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定妊婦への支援について、乳児院や母子生活支援施設を活用するということを記載してもらいたい。</li> <li>・ 小規模人口の市町村では、高齢者の部門の中に要対協があるところもあり、各市町村の状況をみながらやっていく必要がある。</li> <li>・ 町村は、既存施設の資源も人材も少ない。包括支援センター、市区町村の支援拠点の整備に対する支援が必要。</li> <li>・ ショートステイ事業について、フォスタリング機関への委託を可能になるような全体構想ができるとうい。</li> <li>・ 一定の介入をして子どもの安全を図る一時保護とショートステイとは切り分けることが必要。市町村の地域ニーズに合わせた何らかの目標設定をしていくことが必要。</li> <li>・ 10万人未満の自治体では、職員を増やせる状況ではなく、専門職も育ちにくい状況。人材育成、財源の確保、法整備が必要。</li> </ul>

- ・ 児家センの活用は有力な対策と考えて欲しい。
- ・ 市町村のリソースを増やすこととソーシャルワーク機能がきちんと地域にあることが必要。ソーシャルワーク機能が必要ということが文言として入れることができないか。
- ・ アドボケイトについて、当事者参画を得るような枠組みをどう作るかを、計画の骨子として入れることが必要。
- ・ 検討事項として配置改善だけでなく、在宅措置の整理の検討を進めることが必要。
- ・ 都道府県がどう支援していくのかを記載することが必要。
- ・ 市町村でアセスメントできる体制ができるようにする必要がある。
- ・ 支援拠点の充実が必要。市町村の規模により、財政状況も厳しい。地域の実情に応じた財政支援をお願いしたい。
- ・ 基本的な考え方のところには保護者を支援することを原則とすると書かれているが、6項目の検討事項に保護者支援、親子関係再構築支援の話があまり触れられていない。
- ・ 市町村の子ども家庭支援体制の構築には、ソーシャルワークや家族のアセスメントが重要だが、アセスメントした上で、実親家庭への支援の内容を検討しないと分離を防げない。
- ・ バックアップする機関として、保健所の保健師の使っていくことを明記すべき。